

空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱について

～補助事業採択要件の補足等～

令和2年4月
空港計画課 助成係

1. 空港施設災害復旧事業の概要

根拠法令

空港法（昭和31年4月20日法律第80号）

- 第十条 地方公共団体がその設置し、及び管理する地方管理空港において、滑走路等又は空港用地の災害復旧工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその100分の80を、当該地方公共団体がその100分の20をそれぞれ負担する。
- 2 省略
- 3 地方公共団体がその設置し、及び管理する地方管理空港において、排水施設等の災害復旧工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内において、その工事に要する費用の100分の80以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

～自然災害による空港の被災状況～

地震による誘導路液状化



大雨による法面崩壊



台風による場周柵倒壊



2. 空港施設災害復旧事業の災害とは

災害定義 【法9条】

地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害

補足

- 地震、高潮その他の異常な天然現象の目安
 - 最大風速15m/s（10分間平均）以上
 - 異常な高潮、津波
 - 最大24時間雨量が80mm以上
 - 河川の警戒水位以上の出水
 - 地震、地滑り

※出典 直轄飛行場施設等災害復旧事業事務処理要綱について
（昭和54年11月）運輸省航空局

～MEMO～

・空港法

（災害復旧工事の費用の負担等）

第九条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港において、滑走路等又は空港用地の災害復旧工事（地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2. 空港施設災害復旧事業の対象施設

対象施設 【法10条】

滑走路等・・・滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設【法6条】
空港用地・・・航空機の離着陸の安全を確保するため平らな空地として維持することを必要とするもの【令3条】

補足

- ・対象施設は、空港整備事業の対象となるものであること。
- ・空港用地には、空港告示範囲内の施設であって、平らな空地を健全に保つために必要な護岸や高盛土、排水施設などの施設も対象に含むものとする。また、空港告示範囲外であっても、空港管理者によって一体的に管理又は所有されている施設については対象に含むものとする。
- ・告示図で判別し難い場合は、空港管理図や境界確定測量図等で確認する必要がある。

～MEMO～

空港管理図や境界確定測量図は、各空港の空港保安管理規程（セイフティ編）に記載されている。

「空港保安管理規程（セイフティ編）策定基準」

3. 3 土地の所有権の所在を示す平面図
 - ・空港の敷地について、所有権の詳細を示した平面図を添付する
3. 4 空港の境界を示す平面図
 - ・空港の境界を明確に示した平面図を添付する